

広島県告示第七百十五号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第二号の表保健環境センターの項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。